

ENEOSでんき

**神奈川県伊勢原市
ふるさと納税 個別契約約款**

2026年 8月 1日 実施

ENEOS Power株式会社

2026年 8月 1日 実施

神奈川県伊勢原市 ふるさと納税 個別契約約款

1 適用

この神奈川県伊勢原市ふるさと納税個別契約約款（以下、「本個別約款」といいます。）は、2（適用要件）に定めるお客さまに適用される、「神奈川県伊勢原市産のカーボンフリーでんき」に関する事項を定めたものです。

当社は、神奈川県伊勢原市（以下「対象自治体」といいます。）に所在する太陽光発電設備に由来する非化石証書（再エネ指定）を使用して二酸化炭素排出量を調整した電気を提供するとともに、ふるさと納税の返礼相当額12,000円（以下「対象返礼金額」といいます。）を、6（対象返礼金額の充当）の定めに従い、お客さまの毎月の電気料金に充当します。

なお、「神奈川県伊勢原市産のカーボンフリーでんき」に係る契約（以下「本個別契約」といいます。）は、当社のカーボンフリー特約契約約款（ENEOSでんき約款に付帯する約款であり、以下「カーボンフリー約款」といいます。）にもとづく契約（以下「カーボンフリー契約」といいます。）に付帯するものといたします。

2 適用要件

本個別約款は、以下に定める要件を全て満たし、かつ、当社がこれを承諾したお客さまを対象として適用するものといたします。

- イ 対象自治体に対し、「神奈川県伊勢原市産のカーボンフリーでんき」に係るふるさと納税の申込みをしていること。
- ロ カーボンフリー契約を締結していること。
- ハ 当社の指定するウェブサイトにて、本個別契約への申込みをしていること。
- ニ 同一需要場所につき、本個別契約または同種の他のふるさと納税版サービスについて、重複した申込みを行っていないこと。

3 本個別約款の変更

非化石証書の調達価格の大幅な変更により非化石証書の調達が困難になったとき、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定されたとき、ふるさと納税制度が変更されたとき、法定、条例、規則等の改正により本個別約款を変更する必要性が生じたときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第548条の4にもとづき、本個別約款を変更場合があります。この場合、カーボンフリー約款第4条の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後の本個別約款によります。

なお、本個別約款を変更する場合の電気事業法その他法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、カーボンフリー約款第4条の定めを準用いたします。

4 適用開始日

本個別契約の適用開始日は、原則として、2（適用要件）にもとづき当社が承諾した日の直後に到来する検針日といたします。なお、承諾した日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。

5 適用期間および終了後の取扱い

本個別契約の適用期間は、適用開始日から対象返礼金額の返礼が完了したことを

当社が確認した日までといたします。ただし、2（適用要件）を満たさなくなった場合には、原則として2（適用要件）を満たさなくなった日の直後に到来する検針日の前日までといたします。また、8（解約等）により本個別契約を解約する場合は、原則として当社またはお客さまいずれかから本個別契約解約の申出があった日の直後に到来する検針日の前日までといたします。本個別契約は適用終了日をもって終了し、カーボンフリー契約が有効である場合はカーボンフリー契約に自動的に変更となりますが、適用終了日以前の適用期間に係る料金の請求その他の供給条件は、その限りにおいて本個別約款の定めが適用されるものとします。

6 対象返礼金額の充当

当社は、カーボンフリー約款3（契約の要件）に定義する主契約（ENEOSでんき約款にもとづく契約を指し、以下「主契約」といいます。）の料金に、カーボンフリー約款7（料金の算定方法）の規定に基づき算定したカーボンフリー料金を加算した電気料金へ、対象返礼金額を毎月1,000円ずつ充当して請求を行うものといたします。ただし、適用開始日から12ヶ月後の時点で対象返礼金額の返礼が完了していない場合、その差額は、翌月以降に繰り越して電気料金へ充当します。

7 本個別契約の履行中止

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃、価格の著しい高騰等による非化石証書の調達困難なとき、その他当社の責めによらない事由の発生により本個別契約の全部または一部の履行が困難となったときは、本個別契約の履行を中止する場合があります。なお、この場合には、当社は対象となるお客さまに対し、本個別契約の履行を中止する日を当社が指定する方法にてあらかじめお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

8 解約等

- (1) お客さまが本個別契約の終了を希望する場合、あらかじめ当社に通知いただくものとします。終了日は、原則として通知いただいた日の直後の検針日とし、当社とお客さまの協議のうえ決定いたします。終了日の時点で対象返礼金額が残存している場合、お客さまは当該返礼金額を電気料金に充当する権利を失うものとします。
- (2) お客様の都合により主契約またはカーボンフリー契約が終了した場合、同日付で本個別契約も合わせて終了するものとします。終了日の時点で対象返礼金額が残存している場合、お客さまは当該返礼金額を電気料金に充当する権利を失うものとします。
- (3) 当社は、価格の著しい高騰等により非化石証書の調達が困難であるとき、一般送配電事業者の定める託送供給約款の改定、または法令、条例、規則等の改正等の事由により、本個別契約の全部または一部の履行が困難となり、かつ、当該事由の解消の見通しが立たないと判断したときは、本個別契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3カ月前までに書面または電子メール等、当社が指定した方法にてお知らせいたします。

9 クーリング・オフの適用除外

本契約は、特定商取引法に定めるクーリング・オフ制度の適用対象外とします。

10 その他

- (1) 本個別約款に定めのない事項については、カーボンフリー約款に定めるところによります。

- (2) 本個別約款およびカーボンフリー約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものいたします。

附 則（実施期日）

1. この約款は、2026年 8月 1日から実施いたします。

ENEOS Power株式会社

〔小売電気事業者登録番号：A0050〕

【お問い合わせ先】

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

〔受付時間〕 午前 9 時～午後 5 時（日曜日および祝日、年末年始を除く）

0570-01-8704（ナビダイヤル）

（IP 電話などからは 03-6627-1763）
